

平成十一年法律第八十九号

内閣府設置法

目次

第一章 総則（第一条）	内閣府の設置並びに任務及び所掌事務
第二章 組織	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
第三節 本府	内閣府の設置並びに任務及び所掌事務
第一款 内部部局等	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
第二款 重要政策に関する会議	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
第一目 設置（第十八条）	内閣府の設置並びに任務及び所掌事務
第二目 経済財政諮問会議（第十九条—第二十五条）	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
第三目 総合科学技術・イノベーション会議（第二十六条—第三十六条）	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
審議会等（第三十七条—第三十八条）	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
第六款 地方支分部局	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
第一目 設置（第四十三条）	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
第二目 沖縄総合事務局（第四十四条—第四十七条）	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
第四節 宮内庁（第四十八条）	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
第五節 委員会及び庁（第四十九条—第六十条）	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
四条（第六十一条—第六十七条）	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
第一章 総則（目的）	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
第一条 この法律は、内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定める目的とする。	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
第二章 事務	内閣府の設置並びに任務及び所掌事務
（設置）	内閣に、内閣府を置く。
第二条（任務）	内閣府は、内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。
第三条	内閣府は、内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2

前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、榮典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報の適正な取り扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、なども（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第三条第一項に規定するこどもをいう。次条第一項第二十九号において同じ）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの關係行政機関の連携の確保を図ることとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを同じく、内閣官房を助けるものとする。

3 第四条 内閣府は、第一項の任務を遂行するに当り、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項

二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項

三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号から第十一号までに掲げるものを除く。）

四 中心市街地の活性化（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五条に規定するもの）の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な組織に関する事項

五 都市の再生（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第一条に規定するもの）及びこれと併せた都市の防災に関する事項

する機能の確保を図るための基本的な政策に関する事項

六 知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第二十二号）第二条第一項に規定するもの）の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する事項

七 構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第一項に規定するもの）における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事項

八 地域再生（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第一条に規定するもの）の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

九 道州制特別区域（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成二十年法律第二百六号）第二条第一項に規定するもの）における広域行政（同条第二項に規定するもの）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十 総合特別区域（総合特別区域法（平成三十年法律第八十一号）第二条第一項に規定するもの）における広域行政（同条第二項に規定するもの）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十一 国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第二条第一項に規定するもの）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十二 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項

十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

十四 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

十五 前二号に掲げるもののほか、科学技術の提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第一条の二第六項に規定するもの）の支援に関する事項

十六 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第二百三十号）第二条第一項に規定するもの）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十七 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十八 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三項第八号を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

十九 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

二十 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するもの）の促進を図るための基本的な政策に関する事項

二十一 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

二十二 沖縄に関する諸問題への対処するための基本的な政策に関する事項

二十三 前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的・自発的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項

二十四 北方地域（政令で定める地域）をいう。以下同じ。）に関する諸問題への対処に関する事項

一項に規定するものをいう。) の支給に関すること。

十二 台風常襲地帯(台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)第三条第一項に規定するものをいう。)及び災害防除事業(同法第二条第一項に規定するものをいう。)の指定に関すること。

十三 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関する事項並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十一条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関する事項。

十四 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)に基づく地震防災対策に関する事項。

十四の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第一百五十六号)第二条第一号に規定する原子力災害(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第一百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。)に対する対策に関する事項。

十四の二の二 原子力基本法(昭和三十年法律第一百八十六号)第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関する事項。

十四の二の三 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関する事項。

十四の三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)に基づく地震防災対策に関する事項。

十四の四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)に基づく地震防災対策に関する事項。

十四の四の二 首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第八十八号)に基づく地震防災対策に関する事項。

十四の五 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関する事項、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関する事項と、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関する事項並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関する事項。

十五 第七号の九から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関する事項(他省の所掌に属するものを除く。)。

十六 男女共同参画基本計画(男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関する事項。

十七 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関する事項。

十八 沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における経済の振興及び社会の開発に関する行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費(政令で定めるものを除く。)の作成及び推進に関する事項。

十九 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費(政令で定めるものを除く。)の作成及び推進に関する事項(文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。)。

二十 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事項(他省の所掌に属するものを除く。)。

二十一 沖縄振興開発金融公庫の業務に関する事項。

二十二 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関する事項。

二十三 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事と。

二十四 次に定める事項。

二十七の二 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する事項。

二十七の三 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する事項(他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。)並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関する事項。

二十七の四 孤独・孤立対策重点計画(孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関する事項。

二十七の五 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関する事項。

二十八 栄典制度に関する企画及び立案並びに榮典の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関する事項。

二十九 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関する事項。

三十 内閣総理大臣の行う表彰に関する事と。

三十一 国民の祝日に関する事と。

三十二 元号その他の公式制度に関する事と。

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関する事と(他省の所掌に属するものを除く。)。

三十四 迎賓式における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関する事と。

三十五 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び

立案並びに推進に関する事と(消費者庁の所掌に属するものを除く。)。

三十六 市民活動の促進に関する事と。

三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関する事と。

三十八 政府の重要な施策に関する広報に関する事と。

三十九 世論の調査に関する事と。

四十 公文書館に関する制度に関する事と。

四十一 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等(国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。)の保存及び利用に関する事と(他の機関の所掌に属するものを除く。)。

四十二 削除

四十三 高齢社会対策の大綱(高齢社会対策基本法(平成七年法律第二百二十九号)第六条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関する事と。

四十四 障害者基本計画(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十二条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関する事と。

四十五 交通安全管理基本計画(交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)第二十二条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関する事と(国土交通省の所掌に属するものを除く。)。

四十六 交通安全管理基本計画(昭和四十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関する事と。

四十七 休眠預金等(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第二百一号)第二条第六項に規定するものをいう。)に係る資金の活用に関する事と(金融庁の所掌に属するものを除く。)。

四十八 ティティの多様性に関する国民の理解の増進

四十六 原子力の研究、開発及び利用に関する法律（令和五年法律第六十八号）第八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

四十七 地方制度に関する重要な事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

四十八 選挙制度に関する重要な事項に係る事務の連絡調整に関すること。

四十九 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九百九号）第一条に規定するものをいう。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十 税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十一 國際平和協力業務（國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二条第五号に規定するものをいう。）及び物資協力（同条第六号に規定するものをいう。）に関する事項（他省の所掌に属するものを除く。）

五十二 科学に関する重要な事項の審議及び研究の連絡に関する事項。

五十三 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第一百四十三号）第一条、第四条から第六条まで、第十二条の二、第十三条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）

五十四 公益社団法人及び公益財團法人に関する事務

五十四の二 国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第十八条の七第二項及び第一百六条の五第二項に規定する事務

五十四の三 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第一百八十二号）第十八条第二項に規定する事務

五十四の四 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関する事項及び同法第十五条第一項の交付金に関する事項。

五十四の五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の三第一項に規定する事務

五十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

五十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

五十七 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務

五十八 私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

五十九 警察法（昭和二十九年法律第六百六十二号）第五条第四項及び第五項に規定する事務

五十九の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百三十二条に規定する事務

五十九の三 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百十五条に規定する事務

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）第四条第一項に規定する事務

六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項及び第六条第二項に規定する事務

六十二 こども家庭庁設置法第四条第一項に規定する事務

六十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

第三章 組織

第一節 通則

（組織の構成）

第五条 内閣府の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、内閣の重要な課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

2 内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びにデジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第一条の国（行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を發揮しなければならない。

<p>第七条 内閣総理大臣は、内閣府に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣とし、第四条第三項に規定する事務を分担管理する。</p> <p>(内閣総理大臣の権限)</p>	2
<p>2 内閣総理大臣は、内閣府の事務を統括し、職員の服務について統督する。</p>	2
<p>2 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、奏をそなえて、閣議を求めるなければならない。</p>	3
<p>3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。</p>	4
<p>4 内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。</p>	5
<p>5 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。</p>	6
<p>6 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p>	7
<p>7 内閣総理大臣は、第三条第二項の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を行なうほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府（法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている委員会その他の機関（以下「大臣委員会等」という。）を除く。）の事務（次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除く。）を統括し、職員の服務について統督する。</p> <p>(特命担当大臣)</p>	(内閣官房長官及び内閣官房副長官)
<p>第八条 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行なうほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府（法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている委員会その他の機関（以下「大臣委員会等」という。）を除く。）の事務（次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除く。）を統括し、職員の服務について統督する。</p> <p>(特命担当大臣)</p>	2
<p>2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行なうほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。</p>	(内閣官房副長官)
<p>第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要な政策について行政各部の施策の統一を図るために特に必要な事務を統括する。</p>	(内閣官房副長官)

がある場合には、内閣府、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第九条の二 第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち同項第十四号の二に規定する原子力災害に対する対策に関するものを除く。）については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条 第四条第一項第二十五号及び第二十六号及び第三項第十八号から第二十六号までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十二条 第四条第一項第二十二号から第二十四号まで及び第三項第十八号から第二十六号までに掲げる事務、同条第一項に規定する事務（金融庁設置法第四条第三項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）並びに第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十三条の二 第四条第一項第二十七号及び第十八号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（消費者庁及び消費者委員会設置法第四条第三項の規定により消費者庁の所掌に属するものに限る。）並びに第四条第三項第二十七号及び第六十一号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十四条の三 第四条第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる事務、同条第二項に規定する事務（（ども家庭庁設置法第四条第三項の規定により（ども家庭庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。
4 経済財政政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、経済財政政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。
（議員）
第二十二条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一 内閣官房長官
二 経済財政政策担当大臣
三 各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
四 法律で国務大臣をもつてその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者
五 前二号に定めるものほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者
六 関係機関（國の行政機関を除く。）の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
七 経済又は財政に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
八 議長は、必要があると認めるときは、第二十条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
九 第一項第七号に掲げる議員の数は、同項各号に掲げる議員の総数の十分の四未満であつてはならない。
十 第一項第五号から第七号までに掲げる議員は、非常勤とする。
（議員の任期）
十一 第二十三条第一項第六号及び第七号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
十二 前項の議員は、再任されることができる。（資料提出の要求等）

外の者であつて審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。（政令への委任）
第二十六条 総合科学技術・イノベーション会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 内閣総理大臣が指掌する事務
二 内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他査審議すること。
三 科学技術に関する大規模な研究開発その他科学技術の振興に関する重要な事項について評価を行うこと。
四 内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるインベーションの創出の促進を図るために環境の総合的な整備に関する重要な事項について調査審議すること。
五 第一号に規定する基本的な政策並びに第二号及び前号に規定する重要な事項に關し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。
六 科学又は技術に關して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
七 条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
八 第一項第七号に掲げる議員の数は、第一項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。
九 第二十九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第十三号から第十六号までに掲げる事務を掌理するもの（以下「科学技術政策担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策並びに同項第二号及び第四号に規定する重要な事項について、会議に諮問することができる。
十 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、科学技術政策担当大臣に対し行うものとし、科学技術政策担当大臣が置かれていなければ、内閣総理大臣に対し行うものとする。
十一 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。
十二 前項第五号及び第六号に掲げる議員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤とすることができる。（議員の任命）

外の者であつて審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。（政令への委任）
第二十七条 会議は、議長及び議員十四人以内をもつて組織する。
（議長）
一 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
二 議長は、会務を總理する。
三 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。
四 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
（議員）
一 内閣官房長官
二 経済財政政策担当大臣
三 各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
四 法律で国務大臣をもつてその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者
五 前二号に定めるものほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者
六 関係機関（國の行政機関を除く。）の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
七 経済又は財政に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
八 議長は、必要があると認めるときは、第二十条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
九 第一項第七号に掲げる議員の数は、同項各号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。
十 第二十九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第十三号から第十六号までに掲げる事務を掌理するもの（以下「科学技術政策担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策並びに同項第二号及び第四号に規定する重要な事項について、会議に諮問することができる。
十一 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。
十二 前項第五号及び第六号に掲げる議員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤とすることができる。（議員の任命）

外の者であつて審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。（政令への委任）
第二十八条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
（議員）
一 議長は、会務を總理する。
二 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。
三 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。
四 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
（議員）
一 内閣官房長官
二 経済財政政策担当大臣
三 各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
四 法律で国務大臣をもつてその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者
五 前二号に定めるものほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者
六 関係機関（國の行政機関を除く。）の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
七 経済又は財政に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
八 議長は、必要があると認めるときは、第二十条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
九 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。
十 前項第五号及び第六号に掲げる議員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤とすることができる。（議員の任命）

公文書管理委員会	公文書等の管理に関する法律	土地等利用状況審議会	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律	民間公益活動を促進するための休眠預金等に関する法律	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	第三十九条 第二十六条から前条までに定めるもののはか、審議会等	長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
会員	公文書管理委員会	会員	日本医療研究開発機構審議会	日本医療研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第十九号)	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	第三十七条 本府に、宇宙政策委員会を置く。	会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に関する意見を有する者に対して、必要な協力を依頼することができる。
			会員	会員	第三十六条 第二十六条から前条までに定めるもののはか、会議の組織、所掌事務及び議員その他の会議に關し必要な事項は、政令で定める。	第三款 審議会等	(設置)
					第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置くことができる。	2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に関する意見を有する者に対して、必要な協力を依頼することができる。	2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に関する意見を有する者に対して、必要な協力を依頼することができる。

長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十六条 第二十六条から前条までに定めるもののはか、会議の組織、所掌事務及び議員その他会議に關し必要な事項は、政令で定める。

(設置)
第三款
審議会等

第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務を

つかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く」ことができる。

第一項に定めるもののはか、別に法律の定めることにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用による公共施設用事業推進委等の整備等の促進に関する法律

日本医療研究開発機構審議会（十九号）

会員登録

休眠預金等活用審議会	況審議会における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律民間公益活動を促進するための休眠預金等の活用に関する法律
------------	---

用審議会	
公文書管理委員会	眼預金等に係る資金の活用に関する法律

413 N. Verma

障害者政策委員会	原予力委員会	原予力基本法及び原予力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）
地方制度調査会	地方制度調査会設置法（昭和二十二年法律第三百十号）	地方制度調査会設置法（昭和二十二年法律第三百十号）
選挙制度審議会	選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第二百十九号）	選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第二百十九号）
衆議院議員選挙区画定審議会	衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）	衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）
国会等移転審議会	国会等の移転に関する法律	国会等の移転に関する法律
議会	議会	議会
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）	公益認定等委員会
再就職等監視委員会	国家公務員法	再就職等監視委員会
退職手当審査会	国家公務員退職手当法	退職手当審査会
新技術等効果評価委員会	産業競争力強化法	新技術等効果評価委員会
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法	消費者委員会
(宇宙政策委員会)		(宇宙政策委員会)
第三十八条	宇宙政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。	第三十八条 宇宙政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	内閣総理大臣の諮問に応じて次に掲げる重要な事項を調査審議すること。	内閣総理大臣の諮問に応じて次に掲げる重要な事項を調査審議すること。
二	口 関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要な事項	口 関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要な事項
ハ	イ及びロに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する重要な事項	ハ イ及びロに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する重要な事項
一	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要な事項を調査審議すること。	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要な事項を調査審議すること。
二	宇宙政策委員会は、前項各号に掲げる重要な事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。	宇宙政策委員会は、前項各号に掲げる重要な事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

4 前三項に定めるもののほか、宇宙政策委員会の組織及び委員その他宇宙政策委員会に関し必要な事項は、法令で定める。

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教教研修施設（二）

（設置）
第五款 特別の機関
これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第四十条 本府に地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、総合海洋

2 政策推進事務局及び金融危機対応会議を置く。
第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めの範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

るところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに並ぶ場合は、そのうちの一つを指す）。

に基づく命令を含む)の定めるところによる。
民間資金等活用事業推進会議 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

高齢社会対策会議	孤独・孤立対策推進法
進本部	孤独・孤立対策推進法

犯罪被害者等施策	中央交通安全対策 会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等基本法（平成十 九年四月二日法律第百三十一 号）		

国際平和協力本部	推進会議 消費者政策会議	六年法律(第六十一条) 消費者基本法
----------	-----------------	-----------------------

日本学術会議	する協力に関する法律 日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百二十一号）
--------	--

官民人材交流センター
国家公務員法

会議	食品ロス削減推進法(令和元年法律第十九号)
(地方創生推進事務局)	第四十条の二 地方創生推進事務局は、第四条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第二号の二、第三号の二から第三号の四まで、第三号の六及び第三号の七に掲げる事務をつかさどる。
2 地方創生推進事務局の長は、地方創生推進事務局長とする。	2 地方創生推進事務局の長は、地方創生推進事務局長とする。
3 地方創生推進事務局に、所要の職員を置く。	3 地方創生推進事務局に、所要の職員を置く。
4 前二項に定めるもののほか、地方創生推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。	4 前二項に定めるもののほか、地方創生推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。
(知的財産戦略推進事務局)	3 知的財産戦略推進事務局に、所要の職員を置く。
(科学技術・イノベーション推進事務局)	4 前二項に定めるもののほか、知的財産戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで並びに第三項第七号から第七号の三まで及び第四十六号に掲げる事務をつかさどる。	2 科学技術・イノベーション推進事務局の長は、科学技術・イノベーション推進事務局長とする。科学技術・イノベーション推進事務局の長は、科学技術・イノベーション推進事務局長とする。
3 科学技術・イノベーション推進事務局に、所要の職員を置く。	3 科学技術・イノベーション推進事務局に、所要の職員を置く。
(健康・医療戦略推進事務局)	4 前二項に定めるもののほか、科学技術・イノベーション推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十条の五 健康・医療戦略推進事務局は、医療戦略推進事務局長とする。	2 健康・医療戦略推進事務局の長は、健康・医療戦略推進事務局長とする。
3 健康・医療戦略推進事務局に、所要の職員を置く。	3 健康・医療戦略推進事務局に、所要の職員を置く。

(委員会及び府の長)

第五十条 委員会の長は、委員長とし、府の長は、長官とする。

(任務及び所掌事務)
第五十一条 委員会及び府の任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務の範囲は、法律で定める。

(委員会の内部部局)

第五十二条 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。

2 前項の事務局には、当該事務局の事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

3 第一項の事務局並びに前項の官房及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができる。

4 第二項の官房及び部並びに前項の課及びこれに準ずる室の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

(府の内部部局)
第五十三条 府には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法律で特命担当大臣をもつてその所掌事務の全部を掌理させるものと定められている府のうち別に法律で定めるものには、当該法律の定める数の範囲内において、官房及び部を置くことができる。

3 前項の官房又は府には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

4 第一項及び第二項の官房、同項の府並びに第一項及び前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 府、第一項及び第二項の官房、同項の府並びに第一項及び第三項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

(審議会等)
第五十四条 委員会及び府には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適當な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

(施設等機関)
第五十五条 委員会及び府には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

ろにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第五十六条 委員会及び府には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するものは何か、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

(地方支分部局)
第五十七条 委員会及び府には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

第六十二条 第五十三条第二項の規定により官房又は局を置く各府には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に准ずるものとし、その設置、職務及び定数が定めるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

第六十三条 第五十三条第一項の規定により官房又は部を置く各府には、特に必要がある場合においては、官房及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に准ずるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び府は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づくことができるものとし、その設置、職務及び定数が定めるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

2	各府には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に准ずるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令で定める。官房、局又は部を置かない府にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

(内閣府に置かれる委員会及び府)

第六十五条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び府は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づくことができるものとし、その設置、職務及び定数が定めるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

(国会への報告等)

第六十六条 第十七条第一項に基づき置かれる官房及び局の数は、国家行政組織法第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十七以内とする。

第六十七条 政府は、第十七条第三項、第六項、第七項若しくは第九項、第三十七条第二項、第三十九条、第五十二条第四項、第五十三条第四項、第五十四条、第五十五条、第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定により政令で設置される組織（第五十二条第四項の規定により設置される課及びこれに準ずる室を除く。）その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廢止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2 政府は、少なくとも毎年一回内閣府の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

第五十九条及び第六十条 削除

(府の次長等)

第六十二条 各府には、特に必要がある場合においては、その府の長である長官を助け、府務を

2 課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に准ずるものとし、これに準ずるものとし、これに準ずるものを置くことができるものとし、これに

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、第四条第三項第五十三号及び第三十七条第三項の表情公開審査会の項の規定は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から、附則第七条の規定は公布の日から施行する。

(所掌事務の特例)

第二条 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策に関すること。

二 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する約に基づく遺棄化学兵器(我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域に存在するものに限る)の廃棄に関すること。

三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第五十号)等に関する法律(平成十九年法律第五十号)第四十二条第二項に規定する特例民法法人の監督に関する事務の調整及び同法第一章第四節の規定による特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行に関すること。

内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

2
令和七年
三月
一日
令和
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第六十四号)に基づく特定地域づくり事業協同組合(同法第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう)の安定的な運営を確保するための事業に関すること。

令和
九年
三月
十日
令和
内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それ故政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

八 九年 三月 一日 令和 九年 三月 三十 八年 法律 第三 三十三 号)第 二条第 一項に規 定するも のをいう。) に係る地 域社会の維 持に関する 総合的な政 策の企画及び 立案並びに推 進に關すること。 二 計劃(有人國境離島地域の保全及び特 定有人國境離島地域に係る地域社会の維持 に関する特別措置法第十条第一項に規定す るもの)に基づき実施する事業に 係る経費の見積りその他の当該事業に ること(他省の所掌に属するものを除く)。	八 九年 三月 一日 令和 九年 三月 三十 八年 法律 第三 三十三 号)第 二条第 一項に規 定するも のをいう。) に係る地 域社会の維 持に関する 総合的な政 策の企画及び 立案並びに推 進に關すること。 二 計劃(有人國境離島地域の保全及び特 定有人國境離島地域に係る地域社会の維持 に関する特別措置法第十条第一項に規定す るもの)に基づき実施する事業に 係る経費の見積りその他の当該事業に ること(他省の所掌に属するものを除く)。	八 九年 三月 一日 令和 九年 三月 三十 八年 法律 第三 三十三 号)第 二条第 一項に規 定するも のをいう。) に係る地 域社会の維 持に関する 総合的な政 策の企画及び 立案並びに推 進に關すること。 二 計劃(有人國境離島地域の保全及び特 定有人國境離島地域に係る地域社会の維持 に関する特別措置法第十条第一項に規定す るもの)に基づき実施する事業に 係る経費の見積りその他の当該事業に ること(他省の所掌に属するものを除く)。
一 株式会社 事業 イ 次に掲げる事項の認可に關すること。	一 株式会社 地域 二 株式会社 地域 イ 次に掲げる事項の認可に關すること。	一 株式会社 地域 二 株式会社 地域 イ 次に掲げる事項の認可に關すること。
3 日 十月 年 十 月 令 和 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	3 日 十月 年 十 月 令 和 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それ故政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。	3 日 十月 年 十 月 令 和 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それ故政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。
令 和 七年 三 月 三 日 令 和 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それ故政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。	令 和 七年 三 月 三 日 令 和 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それ故政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。	令 和 七年 三 月 三 日 令 和 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それ故政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

第一 口 関係行政機関の事務の調整に關すること。 二 株式会社 地域 經濟活性化支援機構に関する事務 イ 次に掲げる事項の認可に關すること。	第一 口 関係行政機関の事務の調整に關すること。 二 株式会社 地域 經濟活性化支援機構に関する事務 イ 次に掲げる事項の認可に關すること。	第一 口 関係行政機関の事務の調整に關すること。 二 株式会社 地域 經濟活性化支援機構に関する事務 イ 次に掲げる事項の認可に關すること。
(1) 設立 (2) 会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任の役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任の役	(1) 設立 (2) 会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任の役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任の役	(1) 設立 (2) 会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任の役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任の役
(3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 (4) 定款の変更の決議 (5) 合併、分割及び解散の決議	(3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 (4) 定款の変更の決議 (5) 合併、分割及び解散の決議	(3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 (4) 定款の変更の決議 (5) 合併、分割及び解散の決議
三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する設立時監査役の選任及び解任の役と。関係行政機関の事務の調整に關すること。	三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する設立時監査役の選任及び解任の役と。関係行政機関の事務の調整に關すること。	三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する設立時監査役の選任及び解任の役と。関係行政機関の事務の調整に關すること。
イ 次に掲げる事項の認可に關すること。	イ 次に掲げる事項の認可に關すること。	イ 次に掲げる事項の認可に關すること。

第二 口 関係行政機関の事務の調整に關すること。 二 株式会社 地域 經濟活性化支援機構に関する事務 イ 次に掲げる事項の認可に關すること。	第二 口 関係行政機関の事務の調整に關すること。 二 株式会社 地域 經濟活性化支援機構に関する事務 イ 次に掲げる事項の認可に關すること。	第二 口 関係行政機関の事務の調整に關すること。 二 株式会社 地域 經濟活性化支援機構に関する事務 イ 次に掲げる事項の認可に關すること。
2 第三条の二 第十三条第三項の規定にかかる 事務のほか、内閣府の所掌事務としない。 二 前条第三項の規定にかかるわらず、復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)附則第一 条第二号に掲げる規定の施行の日から復興庁が 廃止されるまでの間は、同項第三号(イ(1) 及び(2)並びにロ(イ(1)及び(2)に係 る部分に限る。)を除く。)に掲げる事務につ ては、内閣府の所掌事務としない。 三 第九条の二の規定にかかるわらず、復興庁は 止されるまでの間は、同条の特命担当大臣は、 第四条第一項第十九号並びに第三項第七号の九 及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災 からの復興に関するものを掌理しない。	2 第三条の二 第十三条第三項の規定にかかる 事務のほか、内閣府の所掌事務としない。 二 前条第三項の規定にかかるわらず、復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)附則第一 条第二号に掲げる規定の施行の日から復興庁が 廃止されるまでの間は、同項第三号(イ(1) 及び(2)並びにロ(イ(1)及び(2)に係 る部分に限る。)を除く。)に掲げる事務につ ては、内閣府の所掌事務としない。 三 第九条の二の規定にかかるわらず、復興庁は 止されるまでの間は、同条の特命担当大臣は、 第四条第一項第十九号並びに第三項第七号の九 及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災 からの復興に関するものを掌理しない。	2 第三条の二 第十三条第三項の規定にかかる 事務のほか、内閣府の所掌事務としない。 二 前条第三項の規定にかかるわらず、復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)附則第一 条第二号に掲げる規定の施行の日から復興庁が 廃止されるまでの間は、同項第三号(イ(1) 及び(2)並びにロ(イ(1)及び(2)に係 る部分に限る。)を除く。)に掲げる事務につ ては、内閣府の所掌事務としない。 三 第九条の二の規定にかかるわらず、復興庁は 止されるまでの間は、同条の特命担当大臣は、 第四条第一項第十九号並びに第三項第七号の九 及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災 からの復興に関するものを掌理しない。
第三 口 関係行政機関の事務の調整に關すること。 二 株式会社 地域 經濟活性化支援機構に関する事務 イ 次に掲げる事項の認可に關すること。	第三 口 関係行政機関の事務の調整に關すること。 二 株式会社 地域 經濟活性化支援機構に関する事務 イ 次に掲げる事項の認可に關すること。	第三 口 関係行政機関の事務の調整に關すること。 二 株式会社 地域 經濟活性化支援機構に関する事務 イ 次に掲げる事項の認可に關すること。
イ 次に掲げる事項の認可に關すること。	イ 次に掲げる事項の認可に關すること。	イ 次に掲げる事項の認可に關すること。

条とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年一月一六日法律第一四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二一日法律第三六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第二条、次条並びに附則第四条及び第七条の規定は一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日から四まで 略
二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日から施行する。
三 附則第一号の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)が国家公務員法等一部を改正する法律(平成二十一年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第一号の規定 この法律の施行の日後である場合には、第二条のうち内閣府設置法第六十八条第一項の改正規定中「第六十八条第一項」とあるのは、「第六十七条第一項」とする。
五 附則第一号の規定 この法律の施行の日後である場合には、第二条のうち内閣府設置法第六十八条第一項の改正規定中「第六十八条第一項」とあるのは、「第六十七条第一項」とする。
六 附則第一号の規定 この法律の施行の日後である場合には、第二条のうち内閣府設置法第六十八条第一項の改正規定中「第六十八条第一項」とあるのは、「第六十七条第一項」とする。
七 附則第一号の規定 この法律の施行の日後である場合には、第二条のうち内閣府設置法第六十八条第一項の改正規定中「第六十八条第一項」とあるのは、「第六十七条第一項」とする。

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の施行の日から施行する。

む。以下「旧法令」という。の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為があるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

前項に規定する場合において、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(第二条のうち内閣府設置法第四十三条第三項の改正規定中「同項第四十号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ」とあるのは、「三十九の二」とあるのは、「四十一の二」と、「三十九の二」とあるのは、「四十一の二」と、同項第四十号の改正規定中「第四条第三項第四十一号」とあるのは、「第四条第三項第四十二号」と、「三十九の二」とあるのは、「四十一の二」と、「三十九の二」とあるのは、「四十一の二」と、同項第四十一号を同項第三十九号とし、同項第四十二号の二を同項第三十九号の二とし、同項第四十三号を同項第四十号とし、同項第四十三号を同項第四十一号とし」とする。

二号を同項第四十号とし、同項第四十三号を同項第四十一号とし」とする。

二 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月一日法律第五七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条第一項、第四項及び第五項の改正規定、第二十条の次に章名及び二条を加える改正規定(二条を加える部分に限る。)並びに第二十二条の見出しの改正規定並びに附則第五条(公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条第一項、第二章、第十三条、第二十一条、第二十四条、第八章、第五十八条及び第五十九条並びに附則第七条及び第九条の規定

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年六月一四日法律第七一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行する。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二号)第八十六条の改正規定に限る。)及び第十六条の規定(公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(政令への委任))	第一条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二五年六月二六日法律第六号)(抄)	附 則 (平成二五年六月二六日法律第六号)(抄)
(施行期日)	第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二五年一月二九日法律第八号)(抄)	附 則 (平成二五年一月二九日法律第八号)(抄)
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二五年一月二九日法律第八号)(抄)	附 則 (平成二五年一月二九日法律第八号)(抄)
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。(政令への委任)
第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	第五条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二五年一月二三日法律第一〇七号)(抄)	附 則 (平成二五年一月二三日法律第一〇七号)(抄)
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二五年一月二三日法律第一〇九号)(抄)	附 則 (平成二五年一月二三日法律第一〇九号)(抄)
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、アルコール健康障害対策

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、(処分等の効力)
附 則 (平成二六年四月一八日法律第二号)(抄)	附 則 (平成二六年四月一八日法律第二号)(抄)
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策の実施の状況に配慮しなければならない。
附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号)(抄)	附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号)(抄)
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、前項ただし書の政令を定めるに当たっては、アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策の実施の状況に配慮しなければならない。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、(政令への委任)	第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、(処分等の効力)
附 則 (平成二七年七月一五日法律第五号)(抄)	附 則 (平成二七年七月一五日法律第五号)(抄)
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、前項ただし書の政令を定めるに当たっては、なお従前の例による。
附 則 (平成二七年九月四日法律第六号)(抄)	附 則 (平成二七年九月四日法律第六号)(抄)
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、前項ただし書の政令を定めるに当たっては、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、前項ただし書の政令を定めるに当たっては、なお従前の例による。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、(政令への委任)
附 則 (平成二七年九月九日法律第六五号)(抄)	附 則 (平成二七年九月九日法律第六五号)(抄)
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、(政令への委任)
附 則 (平成二七年三月三一日法律第九号)(抄)	附 則 (平成二七年三月三一日法律第九号)(抄)
(施行期日)	第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。
附 則 (平成二七年五月一日法律第三一号)(抄)	附 則 (平成二七年五月一日法律第三一号)(抄)
(施行期日)	第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号)(抄)	附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号)(抄)
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第一百六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一四十八号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日）は、政令で定める。

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。